

(仮称)奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託
募集要項等に関する質問書に対する回答

No.	質問事項	回答
1	プレゼンテーション及びヒアリングの実施条件について 選定委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングについて、それぞれの予定時間、参加可能人数、使用可能な機器及びデータ持込みの可否をご教示いただけますでしょうか。	プレゼンテーションは15分、ヒアリングは10分を予定しています。また、参加可能人数は3人で、プレゼンテーションに必要なパソコン、技術提案書（PDFデータ）、プロジェクターは県で用意しますので、持込みは不可とする予定です。詳細については、企画提案書提出締め切り後に対象者に通知します。
2	会社実績の評価方法について 業務実績の評価について、同種業務の実績を1件有している場合は、当該評価項目において満点となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、同種業務の実績件数が複数ある場合に、件数に応じて評価点が加算されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	業務実績の評価について、特別支援学校の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定の元請実績を有していれば、満点となります。 また、実績が複数ある場合でも、件数に応じた評価点の加算はありません。
3	担当技術者の業務実績の評価方法について 担当技術者については、「1名を超えて3名まで」とされていますが、配置する担当技術者のうち1名が同種業務の実績を有している場合、担当技術者の業務実績に係る評価項目は満点となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、複数の担当技術者が同種業務の実績を有する場合に、人数に応じて評価点が加算されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
4	担当技術者の配置人数と評価の関係について 担当技術者の配置人数について、2名又は3名を配置した場合であっても、配置人数そのものによる加点はなく、各担当技術者の資格及び業務実績等に基づき評価されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、担当技術者の配置人数が評価点に影響する場合は、その評価方法をご教示ください。	お見込みの通りです。配置人数そのものは評価点に影響しません。
5	担当技術者の配置人数について 募集要項に記載されている担当技術者の「1名を超えて3名まで」との条件について、担当技術者は2名又は3名を配置する必要があり、1名のみの配置は認められないとの認識で相違ないでしょうか。	担当技術者の配置人数について、「1名以上3名まで」の誤りです。募集要項の記載を修正し、ホームページに掲載のファイルを差し替えしました。
6	募集要項における実績要件の参照条項について 募集要項8(2)に記載されている「参加資格要件(9)の実績」について、参加資格要件(9)は実績に関する項目ではないため、参照する正しい項目をご教示いただけますでしょうか。	募集要項8(2)④イに記載の「6. 参加資格要件」の(9)に掲げる実績」は、「6. 参加資格要件」の(14)に掲げる実績」の誤りです。募集要項の記載を修正し、ホームページに掲載のファイルを差し替えしました。
7	予定技術者の資格要件の参照箇所について 予定技術者の資格に関して参照されている「仕様書8. 業務員資格要件」について、仕様書8は「責務」となっているため、予定技術者に求める資格要件の該当箇所及び要件をご教示いただけますでしょうか。	募集要項8(2)①に記載の「(仮称)奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託仕様書」の「8. 業務員資格要件」に掲げる資格」は、「6. 参加資格要件」の(15)に掲げる資格」の誤りです。募集要項の記載を修正し、ホームページに掲載のファイルを差し替えしました。
8	奈良市利用区域（保育所・自治会館等）の検討範囲について 奈良市利用区域として想定されている保育所及び自治会館等について、本業務における検討範囲をご教示いただけますでしょうか。 学校施設との境界、接道、動線、造成、排水、インフラ等の相互条件の整理までを検討対象とし、保育所及び自治会館自体の施設規模、配置、建築計画等については、本業務の検討対象外との認識で相違ないでしょうか。	奈良市利用区域に関する検討については、奈良県利用区域の検討と不可分な範囲までを検討対象とし、奈良市利用計画区域内に計画する施設の規模や配置、建築計画等については本業務の対象外です。
9	開発行為等に関する本業務の検討範囲について 開発行為に関する検討について、本業務では、開発行為の該当性、必要となる許認可・協議事項、造成・道路・排水・擁壁等の課題及び基本設計以降に必要な手続・工程を整理することを基本とし、開発許可申請図書の作成、造成詳細設計等は本業務の検討対象外との認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	質問事項	回答
10	都市計画法第34条の2に基づく協議等について 本事業において都市計画法第34条の2に基づく協議その他の開発関係協議が必要となる場合、本業務における受託者の業務範囲は、協議に必要な基本計画資料の作成及び県が行う協議への技術的支援までとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
11	道路・水路等の関係機関協議について 前面道路の拡幅、交差点改良、敷地内道路、水路横断等について関係機関との協議が必要となる場合、本業務における受託者の役割は、基本計画に必要な協議資料の作成及び県が行う協議への同席・技術的支援までとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
12	既存擁壁の検討範囲について 既存擁壁について、本業務では既存資料及び現地確認等に基づき、継続利用の可能性、更新の必要性及び概算事業費への影響を整理することを基本とし、試掘、詳細な構造検討、構造計算等は本業務の検討対象外との認識で相違ないでしょうか。	試掘や詳細な構造計算等は本業務の検討対象外ですが、現地確認から得られる情報（形状等）を基にした既存擁壁の安全性の検討については、本業務の対象とします。
13	測量及び地質調査等について 本業務において、新たな現況測量、境界確定測量、地質調査、地下水調査、擁壁試掘等の現地調査を実施することは業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。含まれない場合は、既存資料を基に基本計画を策定し、基本設計以降に必要な調査項目及び範囲を整理するものとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
14	既存資料の貸与範囲について 敷地及び既存構造物に関して、測量図、地質調査資料、既存擁壁資料、雨水排水資料、地下埋設物資料、上下水道・電力等のインフラ資料その他の既存資料について、県が保有する資料は契約後に貸与いただけるものとの認識で相違ないでしょうか。	県及び病院機構が保有する資料については、契約後に必要資料を貸与します。
15	雨水排水及び調整施設の検討範囲について 雨水排水計画について、本業務では既存資料等を基に放流先、必要となる雨水流出抑制施設等の基本条件及び概算規模を整理することを基本とし、開発許可申請に用いる詳細な流出量計算、調整池の詳細設計等は本業務の検討対象外との認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
16	施設関係者ヒアリングの実施範囲について 仕様書に記載されている施設関係者へのヒアリングについて、想定されている対象者及び実施回数がございましたらご教示いただけますでしょうか。 特段の指定がない場合は、基本計画の検討に必要な対象者及び回数を受託者から提案し、県と協議のうえ実施するものとの認識で相違ないでしょうか。	現時点では、他県の同種施設の視察を1回想定していますが、契約後に受託者から提案があれば協議させていただきますと考えています。
17	基本計画検討委員会等への対応について 基本計画検討委員会その他の会議について、本業務期間中に想定されている開催回数及び受託者に求める出席回数をご教示いただけますでしょうか。 また、受託者が出席しない会議については、必要に応じて説明資料等を作成・提供するものとの認識で相違ないでしょうか。	基本計画検討委員会は業務期間中に4回程度を想定していますが、受託者に求める出席回数は2回程度を想定しています。受託者が出席しない会議については、一部の議事にオンラインで参加いただいたり、説明資料等を提供いただくなど対応を協議したいと考えています。
18	地域住民等への説明・意見聴取について 地域住民、自治会等への説明会、意見交換会その他の意見聴取について、本業務として受託者による説明会の企画・運営を想定しているものでしょうか。 想定している場合は、現時点で予定されている対象及び回数をご教示いただけますでしょうか。	本業務で受託者による地域住民、自治会等への説明会等の企画・運営は想定しておりません。ただし、地域住民、自治会等への説明用資料の作成・提供を求める場合があります。

No.	質問事項	回答
19	地域開放及び地域交流に関する検討条件について 体育施設の地域開放、喫茶実習室、農場等を活用した地域交流については、具体的な利用方法や開放範囲を現時点の確定条件とするのではなく、本業務において学校運営、セキュリティ、周辺住環境等を踏まえて検討する事項との認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
20	ZEB Ready以上の検討範囲について 仕様書に示されている「ZEB Ready以上」について、本業務ではZEB Ready以上の実現可能性、導入する省エネルギー・創エネルギー手法及び掛かり増し費用等を基本計画段階で検討するものと理解しております。 本業務においてBELS評価書等の認証取得又は正式な一次エネルギー消費量計算まで求めるものではないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
21	ZEBの評価対象範囲について ZEB Ready以上の検討に際し、校舎、体育館、屋内プールその他の施設を含む建物全体を評価対象とすることを想定しているものでしょうか。 県として想定する評価対象範囲又は除外対象となる用途・設備がございましたらご教示いただけますでしょうか。	ZEB Ready以上を目指す範囲については、建物の用途構成等を踏まえて設定する必要があることから、必ずしも校舎、体育館、屋内プールその他の施設を含む建物全体を一律に評価対象とすることは想定していません。建物全体を評価対象とする場合のほか、計画内容に応じて、特定のフロアや区画、複合用途建築物における特定の用途部分など、一定の範囲に限定してZEBの評価・認証を取得することも想定しています。具体的な評価対象範囲については、建築・設備計画、各用途の特性、ZEB化による効果、インシヤルコスト及びランニングコスト等を総合的に勘案し、県と協議の上、決定するものとします。
22	ZEB掛かり増し費用の算定精度について 仕様書に示されているZEB Ready以上とする場合の掛かり増し費用については、基本計画段階で比較可能な概算額として整理し、令和9年3月31日提出の概算事業費案へ反映するものとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
23	PPP・PFI等の事業手法検討の範囲について PPP・PFI等の事業実施手法について、本業務では従来方式を含む各事業手法の特徴、メリット・デメリット、本事業への適合性等を定性的に比較し、適切な事業手法の方向性を整理することを基本とし、VFM算定、事業収支計算、マーケットサウンディング等の定量的な導入可能性調査は本業務の検討対象外との認識で相違ないでしょうか	お見込みの通りです。
24	概算事業費案の算定範囲について 令和9年3月31日までに提出する概算事業費案について、建築工事、設備工事、外構、造成、擁壁、道路・インフラ整備等、本事業の実施に必要となる工事費を対象として概算するものとの認識で相違ないでしょうか。 設計費、調査費、各種負担金、什器備品費等についても算定対象とする場合は、その範囲をご教示いただけますでしょうか。	設計費及び什器・備品費については、算定の対象外です。 調査費及び各種負担金については、事業に必要となる項目を整理の上、概算費用を算出してください。
25	概算事業費の価格時点について 概算事業費案について、算定時点の価格による概算に加え、想定する工事発注時期までの物価上昇を見込んだ事業費を整理する必要があるものでしょうか。 県として想定している工事発注時期又は物価上昇率等の条件がございましたらご教示いただけますでしょうか。	算出時点の工事価格等に基づく概算事業費を算出してください。

No.	質問事項	回答
26	令和9年3月31日時点の計画精度について 令和9年3月31日に提出する概算事業費案の算定にあたり、同時点で求める施設規模、配置計画、モデルプラン、構造・設備計画等の検討精度について、想定されている水準がございましたらご教示いただけますでしょうか。	後続作業において大きな手戻りが発生しないよう基本計画案の作成を進め、当該案に基づき概算事業費を算出してください。
27	パブリックコメント対応の業務範囲について パブリックコメントへの対応について、本業務では県が実施するパブリックコメントに必要な資料の作成、意見の整理、基本計画への反映案の検討及び修正対応を行うものとの認識で相違ないでしょうか。 パブリックコメントの実施手続そのものの運営は県が行うものとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
28	電子契約同意書の提出方法について 電子契約に関する同意書について、募集要項に記載された参加表明書等とは提出方法が異なるため、提出時期及び電子メールによる提出方法をご教示いただけますでしょうか。	参加表明書等の提出後（郵送の場合は発送後）、参加表明書等の提出期限までに電子メールで所定のアドレス（gakkos@office.pref.nara.lg.jp）あてにご提出ください。
29	後続の設計業務参加について 本基本計画の受注者は後続の設計業務選定に支障ないと考えて宜しいでしょうか。	基本計画を受託した事業者が後続の設計業務の入札等に参加することを制限するような運用は想定しておりません。
30	委託料について 委託料に関し、最低制限価格の設定はありますか。	最低制限価格の設定はありません。
31	公告資料「想定敷地」の図で、青の箇所が県整備面積とあり、オレンジの箇所が県整備対象外とありますが、敷地形状は図のような形状としないといけないのでしょうか。県整備面積26,000㎡程度内で敷地形状をこちらで設定することは可能でしょうか。	敷地形状は図のような形状を前提として検討いただくことになります。
32	奈良市とのまちづくり協定について、県整備対象外の敷地にどのような施設が設置されるのでしょうか。また、その施設との連携等を考慮する必要はあるのでしょうか。	県整備対象外の敷地には子育て支援施設などの設置が想定されていますが、詳細については未定です。当該施設との連携等の検討は本業務の対象外です。
33	候補地敷地概要の②、病院建物跡地の（ ）内に道路拡幅用地とありますが、道路拡幅はどの場所を想定されているのでしょうか。	現在の病院建物跡地東側にある道路と接する箇所を想定しています。
34	様式6の業務実績は、様式3-1、3-2の基本構想・基本計画に係る実績とは、別の実績を記載することは可能でしょうか。本業務に関連しそうな特別支援学校の設計実績や、H28年以前の実績等の記載は可能でしょうか。 また、募集要項に記載がないため、業務実績契約書の写し等は必要ないと考えてよろしいでしょうか。もし必要な場合、様式3-1、3-2と重複する場合でも再度添付が必要でしょうか。	様式6の業務実績に様式3-1、3-2の基本構想、基本計画に係る実績以外の実績を内容や実施年を問わず記載いただくことは可能です。また、業務実績契約書の写し等の添付は必要ありません。

No.	質問事項	回答
35	様式6について、下行に体制図等とありますが、2列を1マスにして記載してよろしいでしょうか。体制図に構造、設備などの協力事務所等の記載は必要でしょうか。	体制図等について2列を1マスにして記載いただくのは差し支えありません。枠に収まらなければ別紙に記載として、別紙を添付いただくことも可とします。また、協力事務所等については、事務所名を特定しない形で、「協力事務所A（構造）」のように記載してください。
36	基本構想内にて、敷地内の動線について歩車分離が示されていますが、スクールバスの想定台数、サイズ、放課後デイサービス等の送迎車の想定台数、サイズをご教授ください。保護者等の送迎の想定台数（登下校時間の車寄せスペースでの乗降の台数）をご教授ください。	現時点でのスクールバスの想定台数は、肢体不自由は大型バス（全長11m程度）が3台、知的障害は大型バス（全長11m）及び中型バス（全長9m程度）が4台、計7台程度です。保護者と事業所を合わせた送迎車の想定台数は、肢体不自由は車椅子乗車が可能な福祉車両として、バンタイプが10台、乗用車タイプが40台の計50台程度です。知的障害は乗用車30台程度です。保護者と事業所による送迎車の想定台数は、日により増減しますので、最も多い場合を想定しています。肢体不自由の送迎車は、車寄せスペースでの乗降が必須ですが、すべての車両が同時に停車することは想定していません。
37	当基本計画策定業務を受託した事業者は、（仮称）奈良県立特別支援学校の基本設計業務や実施設計業務を受託することは可能でしょうか。	基本計画を受託した事業者が後続の設計業務の入札等に参加することを制限するような運用は想定しておりません。
38	提出書類の体裁について 企画提案書等の提出に際し、企画提案書（正本1部、副本7部）及びその他の提出書類について、ホッチキス留め、クリップ留め、ファイル綴じ等の綴じ方、正本・副本のまとめ方その他提出形態に指定がございましたらご教示いただけますでしょうか。	企画提案書については、書類左上をクリップ留めでご提出いただきますようお願いいたします。正本と副本の間に仕切り紙を入れたり付箋を付けていただくなどにより分かりやすくまとめていただきますようお願いいたします。
39	提出部数について また、募集要項に提出部数の記載がない「提案者の団体等の概要がわかる資料」及び「見積書」については、それぞれ1部を提出するものとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
40	企画提案書等の提出形態及び提出部数について 募集要項8（3）④では、企画提案書等の提出書類として「業務工程計画【様式7】1部」が記載されていますが、「参加申込書【様式4】」の添付書類欄には「業務工程計画【様式7】」の記載がありません。 業務工程計画【様式7】は提出書類として必要であり、参加申込書【様式4】の添付書類欄に「業務工程計画【様式7】」を追記したうえで提出するものとの認識で相違ないでしょうか。	様式4の添付書類欄に様式7の記載が漏れておりました。様式4の記載を修正し、ホームページに掲載のファイルを差し替えしましたので、こちらをダウンロードのうえご使用ください。